平成２３年（フ）第２０６号
山口市小郡上郷3778番地１
破産者　西川建設工業株式会社
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
山口市大内御堀550番地12
破産者　有限会社ピッピ
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
山口県下関市吉見本町２丁目17番４号
破産者　有限会社むらた屋
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
山口県下関市豊前田町２丁目７－４
破産者　合同会社サンオーシャン
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
千葉県松戸市緑ケ丘２丁目313番地　第２泉マンション403号
破産者　松永　　亮
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３３７号
千葉県流山市駒木台284番地の６
破産者　佐藤　勝和
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１９６号
埼玉県深谷市原郷2025番地１
破産者　株式会社クリーズド
１　決定年月日　平成24年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１３８号
千葉県八街市榎戸253－３　サンハイツ榎戸101号室、住民票上の住所千葉県山武市大木786番地26
破産者　樋口　　昇
１　決定年月日　平成24年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第９４号
北海道釧路郡釧路町中央３丁目７番地
破産者　株式会社藤美商運
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２７７号
東京都杉並区阿佐谷南２丁目14番８号
破産者　株式会社小江戸屋
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１０号
千葉県山武市埴谷2284番地43
破産者　木原　　勝
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１０００２号
埼玉県川口市川口４丁目２番36―2206
破産者　永井昭四郎
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８４３号
東京都港区六本木３丁目１番30号　ＡＢビル４Ｆ
破産者　株式会社ＮＨＯ
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８４５号
東京都港区六本木３丁目１番30号　ＡＢビル４Ｆ
破産者　株式会社バランス
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５９５号
東京都新宿区高田馬場１丁目28番18―305号
破産者　株式会社未来食産科学
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５９６号
東京都文京区本駒込５丁目32番３号
破産者　株式会社バンガード
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９号
東京都府中市浅間町４丁目21番地の54
破産者　有限会社パルプランニング
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５７４号
東京都昭島市拝島町３丁目11番６―908号
破産者　上原　　直
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９８２号
神奈川県藤沢市石川１丁目14番地の４ビッグヴァン湘南台203号
破産者　株式会社田中装建
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９号
長野県駒ヶ根市赤須町９番20号
破産者　有限会社丸正タクシー
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第５０号
長野県駒ヶ根市赤穂16582番地14
破産者　有限会社駒ヶ根ボテー工場
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１９２８号
名古屋市港区善進本町215番地
破産者　ニッサンダイテック株式会社
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部